平成２８年（フ）第３５４号
広島県廿日市市宮島口西１丁目７番11―101号
債務者　伊東　皇彦
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７３号
広島市中区舟入中町３番６―903号　パートナー広島
債務者　山田　寿子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４０８号
広島市安佐南区伴東４―27―14―206、住民票上の住所広島市安佐南区長楽寺１丁目85番10号
債務者　流水　二朗
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８８号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目３番３―308号
債務者　白澤　陽介
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
沖縄県那覇市松尾１丁目８番19号　島本方101
債務者　比嘉　朝子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７４号
茨城県守谷市久保ケ丘２―６―16、住民票上の住所茨城県守谷市久保ケ丘２丁目５番地２
債務者　筑肱　伸公
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
茨城県牛久市猪子町833番地２（市営前山住宅Ａ―204号）
債務者　小林　清江
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
茨城県牛久市田宮町822番地13　（ヒルトップハイツ101号室）
債務者　稲川　和男
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
茨城県稲敷郡河内町下加納417番地18
債務者　山本　　勝
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
茨城県龍ケ崎市佐貫町3609番地１
債務者　佐藤　光平
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
兵庫県南あわじ市八木野原219番地１
債務者　岸本　和之
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第７号
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地115番地の33、住民票上の住所和歌山県有田郡広川町大字広263番地の12
債務者　腰前　直也
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第７１号
北海道苫小牧市末広町１丁目２番22―906号
債務者　上杉　大祐
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１７号
静岡県下田市柿崎31番21号
債務者　西堀　晃代
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第５５２号
愛知県春日井市神領町北１丁目236番地　県営神領住宅６棟503号
債務者　梅原　良介
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５３号
愛知県春日井市神領町北１丁目236番地　県営神領住宅６棟503号
債務者　梅原　良子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８０５号
名古屋市東区泉２丁目17番10号　ライオンズマンション泉第２　304号
債務者　奥村　恵美
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部